

応援消費ロゴマークを活用した消費喚起PR業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和6年能登半島地震後に開始した「能登のために、石川のために 応援消費おねがいプロジェクト※（以下、「応援消費プロジェクト」という。）」について、災害の風化を防ぎ、県内外の消費者の応援消費活動を喚起するためには、令和6年度においても、さらなる応援消費プロジェクトの推進を図り、応援消費ロゴマークを活用しつつ様々な機会や媒体を通じて被災地の復旧・復興の過程の発信し、話題の提供を続けることが重要であると考え。そのため、石川県事業も連携させたより訴求力のある企画を、民間事業者からプロポーザル（企画提案）を受け、業務遂行能力や費用等を総合的に審査し、最も適格な受託事業者を選定する。

※「応援消費プロジェクト」について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-ouen.html>

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称
応援消費ロゴマークを活用した消費喚起PR業務（以下、「本業務」という。）
- (2) 業務内容
別添「本業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額
8,000千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。
※仕様書5（1）③に規定する業務は 1,000千円までを目安とする。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) プロポーザル実施通知 | 令和6年6月28日（金） |
| (2) 参加申込書、質問票提出期限 | 令和6年7月10日（水）午後5時まで |
| (3) 企画提案書等受付期限 | 令和6年7月22日（月）午後5時まで |
| (4) 企画提案書の審査 | 令和6年7月下旬 |
| (5) 選定結果通知、契約の締結 | 令和6年8月上旬 |

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

- (2) 石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 111 条第 2 項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (3) 石川県から競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに石川県と直接取引する本店または支店、営業所等の所在地の市町税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事にたいしてあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (10) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表団体及びその構成員は上記の（１）～（９）のすべてを満たすことと

する。

5 受託者の選定・契約方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。応募書類による審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、石川県財務規則第130条第2項第3号の規定により単独見積とする。

(3) 契約に当たっての留意事項

石川県と受託者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月10日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出すること。また、電子メールを受信した後、戦略広報課から確認メールを返信するため、その確認メールをもって質問の受付を完了したものとす。

(3) 提出先

石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ
メールアドレス：e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問への回答方法

電子メールにより回答する。なお、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者に、実施要領及び仕様書等の補足事項として周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、他社の提案に関する質問は受け付けない。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月10日（水）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

公募型プロポーザル参加申込書【様式2】

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。提出先は6（3）と同様とする。また、電子メールを受信した後、戦略広報課から確認メールを返信するため、その確認メールをもって参

加の受付を完了したものとする。

8 企画提案書等

参加希望者は、企画提案書、参考見積額及び添付書類に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。

※内容によっては追加書類の提出を求めることがある。

(1) 企画提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。(任意様式)

ア 概要・企画コンセプト

イ 企画の提案とその理由

ウ 本業務を含む、「応援消費プロジェクト」に関する効果測定の手法について記載すること

エ 企画内容に応じたスケジュール(管理運営計画含む)

オ 本業務に携わるスタッフの役割、特徴(強みなど)、実績等

カ 「応援消費プロジェクト」について、県外のマスコミに取り上げてもらえるようなプレスリリースをA4版3枚以内で作成すること。

「応援消費プロジェクト」については下のURLから参照すること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-ouen.html>

※上記ア～オは一綴りとし、カは別葉とすること。

(2) 参考見積額(任意様式)

- ・ 宛先は「石川県知事 馳浩」宛とすること。
- ・ 内容は、一式計上ではなく、業務項目ごとの内訳を記載すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。合計金額が2(4)の提案上限額を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 添付書類

ア 過去5年間の同種業務の実績【様式3】

※パンフレット、実績報告書等がある場合は、併せて添付すること。

イ 会社概要【様式4】

※法人の概要が記載されたパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。

ウ 業務実施体制調書【様式5】

エ 企業共同体的場合は、構成員ごとに上記書類の他、本業務に係る事業共同体的協定書の写し

※様式については、提出日時点において記載すること。

(4) 提出部数

8(1)(2)については、正本1部、副本4部ずつ

8(3)については、1部ずつ

(5) 提出期限

令和6年7月22日(月)午後5時必着

(6) 受付期間

平日 9:00～17:00

(7) 提出先及び提出方法

石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ（石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 4F）
持参または送付により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。

(8) 留意事項

- ・ 8（1）ア～カ内すべてにおいて、提案会社名（類推できる事項を含む。）を記載しないこと。
- ・ サイズは原則A4版とし、クリップ留め（テープ等で止めない）をすること。
- ・ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・ 企画提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・ 仕様書に記載のある項目以外で、企画提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載するなど、本事業の目的達成に向けた効果的なPR企画をオプションとして提案することを可とする。なお、オプション企画の提案の際には、実施にあたっての目安の金額を記載すること。

9 企画提案書等の審査

(1) 審査方法及び基準

- ア 企画提案書の審査については、戦略広報課において書面にて実施する。
- イ 企画提案書等の内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。
- ウ 参加者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。

評価項目	
1	<p>●基本事項</p> <ul style="list-style-type: none">・本業務の目的・趣旨をきちんと理解し、本業務の円滑かつ効果的な実施に資するための企画・提案がなされているか・本業務への取り組みの積極性が感じられる提案内容となっているか・業務スケジュールは適切か
2	<p>●業務遂行能力</p> <ul style="list-style-type: none">・業務遂行に必要な組織体制か （配置予定担当者に関し、人員及びほかの手持ち業務の状況から本業務に十分専念できると認められるか）・本業務と類似した業務実績はあるか。また、過去の受託業務実績等に鑑

	み、提案された実施体制に説得力があるか
3	<ul style="list-style-type: none"> ●企画提案内容 ・本業務の趣旨にそった制作物の提案がなされているか ・複数の県事業を組み合わせるなど、本業務の実施内容をより豊かなものとする提案が具体的に示されているか ・より多くのマスコミに訴求するなど、本業務の目的・趣旨である応援消費の喚起につながる企画提案内容となっているか ・効果的な媒体を獲得することが可能か
4	<ul style="list-style-type: none"> ●効果測定 ・本事業の実施結果の分析方法について具体的に示されているか ・次につながる分析ができるか
5	<ul style="list-style-type: none"> ●見積額 ・事業の目的や趣旨、提案内容に即した適切な経費が計上されているか ・提案された経費の内訳について、妥当性があるか ・コスト削減に向けた工夫が図られているか

(2) 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

また、受託候補者以外の者に対しては、非選定決定通知を書面にて行う。

なお、審査内容については公表せず、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

1.0 委託契約の締結

(1) 石川県は、審査委員会が最も優れた提案を行ったとした参加者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

(2) 上記1.0(1)により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

1.1 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

1.2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に県に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

1.3 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (5) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (7) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位のと者と契約を締結する。）
- (8) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (9) 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- (10) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (12) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、石川県の指示に従うこと。
- (13) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (14) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

1 4 問合せ先

〒920-8580

石川県金沢市鞍月 1 - 1

石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ

T E L : 076-225-1362

F A X : 076-225-1363

メールアドレス : e130500b@pref.ishikawa.lg.jp